

西宮市都市交通会議事務局規程(案) 新旧対照表

修正理由	現行			新規程(案)		
	条	項目	内容	条	項目	内容
組織名称の変更。	-	-	西宮市地域公共交通活性化協議会事務局規程	-	-	西宮市都市交通会議事務局規程
組織名称の変更。	1	趣旨	第1条 この規程は、西宮市地域公共交通活性化協議会規約第10条の規定に基づき、西宮市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。	1	趣旨	第1条 この規程は、西宮市都市交通会議規約第12条の規定に基づき、西宮市都市交通会議(以下「交通会議」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。
組織名称の変更。	2	所掌事務	第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 協議会の会議に関する事。 (2) 協議会の資料作成に関する事。 (3) 協議会の庶務に関する事。 (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項	2	所掌事務	第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 交通会議の会議に関する事。 (2) 交通会議の資料作成に関する事。 (3) 交通会議の庶務に関する事。 (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項
組織名称の変更。	3	職員等	第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。 2 事務局長は、西宮市都市局都市計画部都市計画グループ長をもって充てる。 3 事務局員は、西宮市の職員をもって充てる。	3	職員等	第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。 2 事務局長は、西宮市都市局都市計画部都市計画課長をもって充てる。 3 事務局員は、西宮市の職員をもって充てる。
組織名称の変更。	4	専決事項	第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。 (1) 事務局の運営に関する事。 (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関する事。 (3) 物品及び現金の出納に関する事。 (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。	4	専決事項	第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。 (1) 事務局の運営に関する事。 (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関する事。 (3) 物品及び現金の出納に関する事。 (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。
内容修正無し。	5	文書の取扱い	第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、西宮市において定められている文書の取扱いの例による。	5	文書の取扱い	第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、西宮市において定められている文書の取扱いの例による。
組織名称の変更。	6	公印の取扱い	第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、西宮市において定められている公印の取扱いの例による。	6	公印の取扱い	第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、西宮市において定められている公印の取扱いの例による。

西宮市都市交通会議事務局規程（案） 新旧対照表

修正理由	現行			新規程（案）																														
	条	項目	内容	条	項目	内容																												
内容修正無し。	7	委任	第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。	7	委任	第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。																												
附則の追加。	—	附則	（附則） この規程は、平成21年1月26日から施行する。	8	附則	（附則） この規程は、平成25年1月26日から施行する。																												
組織名称の変更。	—	別表	別表（第6条関係） <table border="1" data-bbox="488 635 1196 858"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状</th> <th>書体</th> <th>寸法 (ミリメートル)</th> <th>用途</th> <th>個数</th> <th>管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西宮市地域公共公共交通活性化協議会 会長の印</td> <td>西宮市地域公共公共交通活性化協議会 之印</td> <td>てん書</td> <td>21×21</td> <td>会長名をもって発する 文書</td> <td>1</td> <td>事務局長</td> </tr> </tbody> </table>	名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者	西宮市地域公共公共交通活性化協議会 会長の印	西宮市地域公共公共交通活性化協議会 之印	てん書	21×21	会長名をもって発する 文書	1	事務局長	—	別表	別表（第6条関係） <table border="1" data-bbox="1453 639 2152 858"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状</th> <th>書体</th> <th>寸法 (ミリメートル)</th> <th>用途</th> <th>個数</th> <th>管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西宮市都市交通会議 会長の印</td> <td>西宮市交通会議 之印</td> <td>てん書</td> <td>21×21</td> <td>会長名をもって発する 文書</td> <td>1</td> <td>事務局長</td> </tr> </tbody> </table>	名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者	西宮市都市交通会議 会長の印	西宮市交通会議 之印	てん書	21×21	会長名をもって発する 文書	1	事務局長
名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者																												
西宮市地域公共公共交通活性化協議会 会長の印	西宮市地域公共公共交通活性化協議会 之印	てん書	21×21	会長名をもって発する 文書	1	事務局長																												
名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者																												
西宮市都市交通会議 会長の印	西宮市交通会議 之印	てん書	21×21	会長名をもって発する 文書	1	事務局長																												